

(外国PEPsに該当する) お客様へ

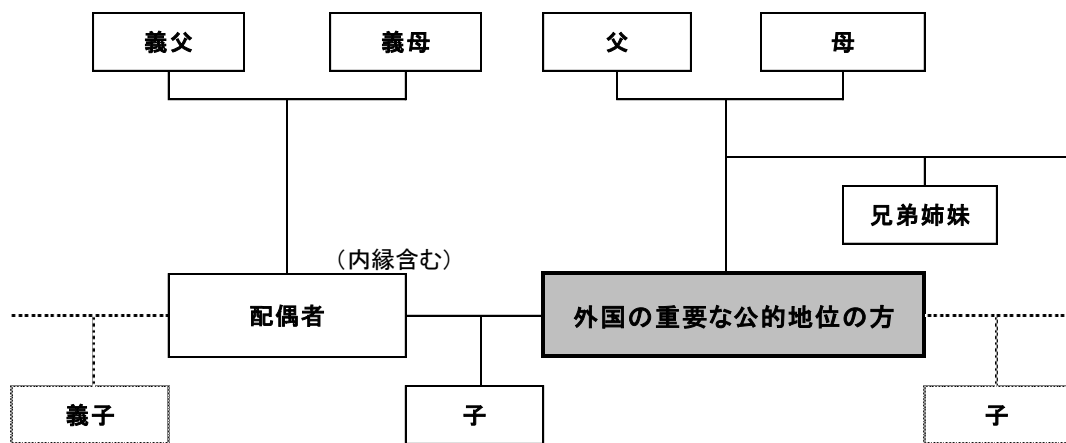
きのくに信用金庫

平成28年10月より 犯罪収益移転防止法の定めにより、お客様が外国の重要な公的地位を有する方(外国PEPs)に該当する場合、追加の本人確認書類のご提示などをお願いさせていただきますので、以下に該当するお客様は、お取引店舗までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 個人のお客様

お客様(またはご親族)が、外国の政府等において重要な地位(次の①~⑨)にある方、並びに過去にそうであった方。*国際機関(国連・IMF・FATF・OECD等)は含まれません。

- ① 国家元首
- ② 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ⑦ 中央銀行の役員
- ⑧ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ⑨ ①~⑧で掲げる方の家族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)



2. 法人のお客様

上記1. に該当する方が、法人の実質的支配者である法人。